

改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年7月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
愛知医科大学アーカイブズ規程
〔平22.7.1 - 題名改正〕

(設置)

第1条 愛知医科大学（以下「本学」という。）に、学校法人愛知医科大学及び本学の歴史に係る各種の資料（以下単に「資料」という。）の収集、整理、保存、活用、調査・研究等を行うため、アーカイブズを置く。

〔平22.7.1 - 本条改正〕〔平24.4.1 - 本条改正〕

(業務)

第2条 アーカイブズの業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 資料の活用に関すること。
- 三 資料の調査・研究に関すること。
- 四 その他資料に関すること。

〔平22.7.1 - 旧3条改正し2条に繰上〕

(組織)

第3条 アーカイブズに室長を置き、医学情報センター長をもって充てる。

2 アーカイブズに副室長を置き、医学情報センター事務長をもって充てる。

3 室長は、アーカイブズの管理・運営及び業務を統括し、所属の職員を指揮・監督する。

4 副室長は、室長を補佐する。

5 アーカイブズに、室員として必要な職員を置く。

6 アーカイブズに、室員として教育職員を置くことができる。

7 前項の室員候補者は、評議会において選考する。

8 室員は、室長の命を受け、アーカイブズの業務を処理する。

〔平22.7.1 - 旧4条1～4・6項改正し3条に繰上〕〔平24.4.1 - 1項改正、2項追加、旧2項3項に繰下、4項追加、旧3～6項5～8項に繰下〕

(事務)

第4条 アーカイブズの事務については、学校法人愛知医科大学事務組織規程の定めるところによる。

〔平22.7.1 - 旧5条改正し4条に繰上〕

(運営委員会)

第5条 アーカイブズに、アーカイブズの運営に関する事項を審議するため、アーカイブズ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 学長
 - 三 学部長
 - 四 病院長
 - 五 法人本部長
 - 六 事務局長
 - 七 学部から選出された教授各1名
 - 八 その他室長が必要と認めた者
- 3 前項第7号の委員の任期は2年、第8号の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。
 - 5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会で選出した委員がその職務を代行する。
 - 6 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定める。
〔平21.4.1 - 2・3項改正〕〔平22.7.1 - 旧6条1～3項改正し5条に繰上〕〔平24.4.1 - 2・3項改正〕

(細則)

- 第6条 この規程に定めるもののほか、アーカイブズに関し必要な事項は、別に定める。
〔平22.7.1 - 旧7条改正し、6条に繰上〕

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 愛知医科大学三十年史編集資料室設置要綱（平成13年7月23日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。